

山口県報

平成20年
10月14日
(火曜日)

目 次

条例	1
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	2
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	3
山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	4

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第一条 附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十八年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二百三条第五項」を「第二百三条の二第四項」に改める。

(山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十二年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。
第四条中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。
別表第一中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第四十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（山口県立自然公園条例の一部改正）

第一条 山口県立自然公園条例（昭和三十五年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（一般職の職員の給与の控除に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の職員の給与の控除に関する条例（昭和四十年山口県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 財団法人山口県職員互助会（昭和四十七年一月十四日に財団法人山口県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人山口県教職員互助会（昭和四十六年四月一日に財団法人山口県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、及び財団法人山口県警察職員互助会（昭和四十六年十二月一日に財団法人山口県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、の掛金に相当する金額

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第三条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

（特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部改正）

第四条 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例（平成十九年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項並びに特定非営利活動促進法」を「第十四条、」に改める。

第四条中「第十四条において準用する民法第五十一条第一項並びに特定非営利活動促進法」を「第十四条、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（山口県定数外職員条例及び山口県地方警察職員定数条例の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 山口県定数外職員条例（昭和二十四年山口県条例第五十九号）第三条第二号

二 山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）第三条第二項第二号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十一号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知的障害者授産施設」の下に「、知的障害者通勤寮」を、「老人短期入所施設」の下に「、児童デイサービスを行う施設」を、「福祉ホーム」の下に「、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設」を、「就労継続支援を行う事業」の下に「、共同生活援助を行う事業」を加える。

第八条第一号中「一年以内」を「二年以内」に、「行い」を「開始」に、「起算して」を「起算した期間（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して」に、「を経過する日」を「に達する」に改め、同条第四号中「一年以内」を「二年以内」に、「行い」を「開始」に、「起算して」を「起算した期間（学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して」に、「を経過する日」を「に達する」に改める。

第八条の二第一項第一号及び同条第二項第二号中「起算して」を「起算した期間（育児休業をした期間があるときは、当該期間を除いた期間）が通算して」に、「を経過する日」を「に達する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「者」の下に「（法第五十四条の三第六項の規定により貸し付けられた同条第一項に規定する特定埠頭を当該貸付けに係る契

約で定める範囲内において使用しようとする者を除く。」「を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十一年十月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円（送料共）